

概要版

鴻巣市こども計画

すべてのこども・若者が自分らしく成長できる
こどもまんなか・こうのす



令和7年3月

鴻巣市



鴻巣市こども計画とは



● 計画策定の趣旨・背景

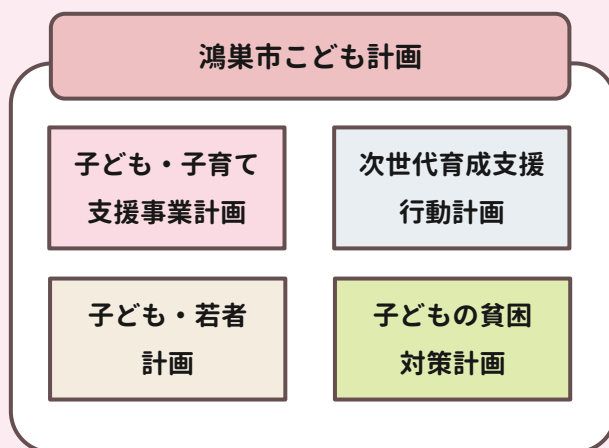
令和5年4月1日に、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。

また、同年12月22日に、こども・若者施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、市町村に対し、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を定めることの必要性が示されました。

このような背景を踏まえ、鴻巣市において、こども・若者施策を総合的に推進するため、「市町村子ども・若者計画」と「市町村こどもの貧困対策計画」を一体とした「鴻巣市こども計画」（以下「本計画」という。）を新たな計画として策定しました。

● 計画の位置づけ

本計画は、国のこども大綱やこども基本法、埼玉県が策定する都道府県こども計画を勘案し、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども・若者施策に関する事項を定める計画として策定します。



● 計画の対象

本市に居住する全てのこども及び若者と子育て家庭、地域住民、団体等とします。こどもとは心身の発達の過程にあるものをいい、若者とは思春期から青年期に至るまでの間にある者をいいます。

こども・子育てに関する施策の対象となるこども・若者の範囲は施策ごとに定めるものとします。

● 計画の期間

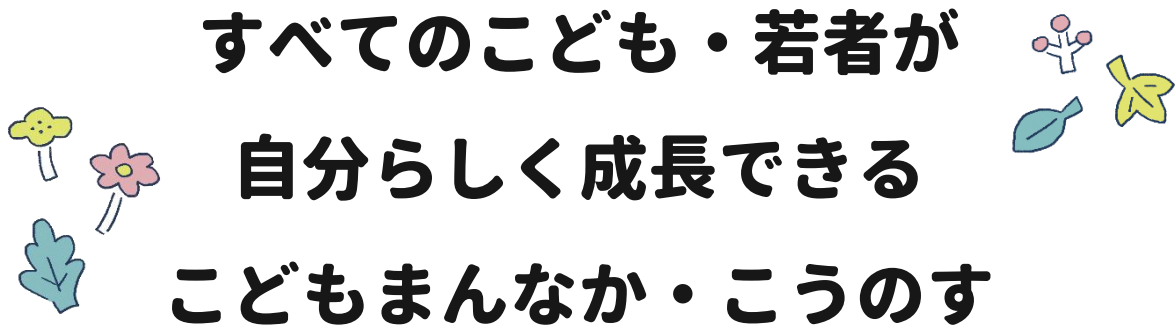
本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



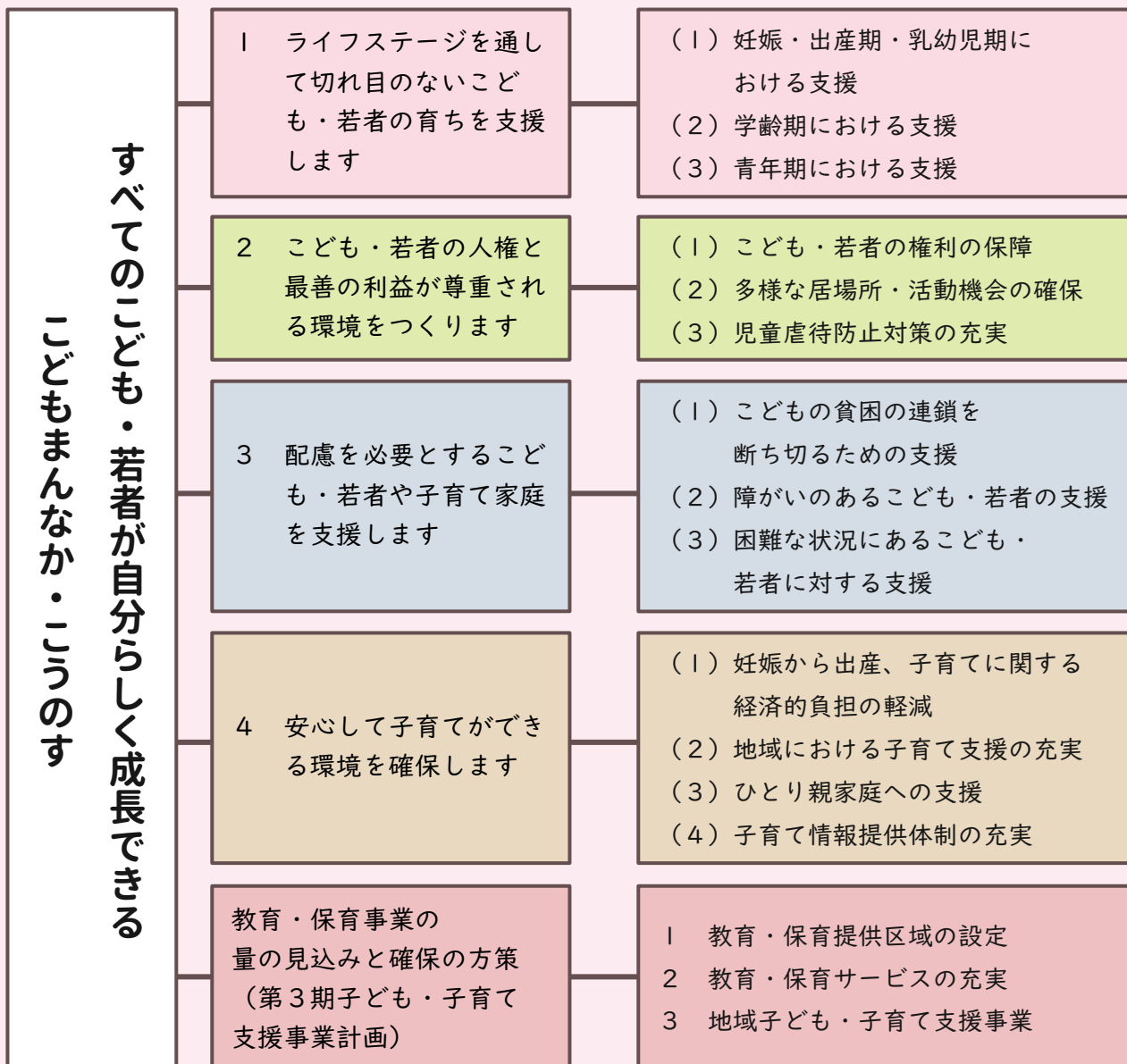


● 基本理念

すべてのこども・若者が
自分らしく成長できる
こどもまんなか・こうのす



● 計画の体系





計画の内容

●基本目標1 ライフステージを通して切れ目のない こども・若者の育ちを支援します

妊娠・出産・乳幼児期から、学童期、青年期と、それぞれのライフステージに応じた取組を展開し、こども・若者の健やかな育ちを応援します。

その際、こども・若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、乳幼児期から学童期、青年期を経て成人期への移行期にある若者が自らの希望を叶えることができるよう、切れ目ない支援を行います。

(1) 妊娠・出産期・乳幼児期における支援	▶ 母子の健康支援 ▶ 親子の成長と交流の場の支援 ▶ 教育・保育施設の充実 ▶ 地域における子育て支援体制の充実 ▶ 相談体制の充実
(2) 学齢期における支援	▶ 教育環境の充実 ▶ 豊かな心と体づくり ▶ 児童生徒の安全確保
(3) 青年期における支援	▶ 高等教育、就労支援 ▶ 出会いや結婚の支援

●基本目標2 こども・若者の人権と最善の利益が 尊重される環境をつくります

こどもを権利の主体として認識し、こども基本法やこどもの権利条約及び鴻巣市こどもの権利条例の趣旨や内容を、こども・若者や、子育て家庭、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、こどもに関わる全ての施策において、権利を基盤とした施策を推進します。

また、こども・若者が身近な地域で、多様な遊び・体験や活躍ができる環境をつくります。

(1) こども・若者の権利の保障	▶ こどもの権利を大切にする意識の向上 ▶ こどもの意見表明の機会の確保
(2) 多様な居場所・活動機会の確保	▶ こどもの居場所づくり ▶ 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
(3) 児童虐待防止対策の充実	▶ 児童の権利擁護、子育て家庭の訪問支援



●基本目標3 配慮を必要とするこども・若者や子育て家庭を支援します

貧困、障がいの有無、ひきこもりやヤングケアラーなど様々な状況にあるこども・若者や子育て家庭が、個々の状況に応じて適切な支援を受けることができるよう、支援体制を充実します。

(1) こどもの貧困の連鎖を断ち切るための支援	▶教育の支援の充実 ▶多様な体験機会の確保 ▶生活の安定に向けた支援の充実
(2) 障がいのあるこども・若者の支援	▶支援体制等の充実 ▶こどもの発達支援の充実
(3) 困難な状況にあるこども・若者に対する支援	▶青少年の相談支援 ▶ヤングケアラー対策

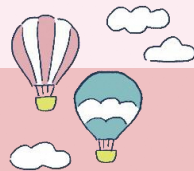
●基本目標4 安心して子育てができる環境を確保します

保護者が子育てに関する経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、安心してこどもを産み、育てることができるよう、子育て情報の提供体制を充実するとともに、地域・企業・行政等が連携して子育て家庭を支援する環境づくりを進めます。

(1) 妊娠から出産、子育てに関する経済的負担の軽減	▶子育て世帯の経済的支援 ▶就学・進学支援
(2) 地域における子育て支援の充実	▶地域コミュニティ活動の推進 ▶安心・安全な環境づくり
(3) ひとり親家庭への支援	▶ひとり親家庭の自立支援
(4) 子育て情報提供体制の充実	▶子育て情報提供の充実



第3期子ども・子育て支援事業計画



●教育・保育提供区域の設定

全てのこどもや保護者が、教育・保育、子育て支援の提供を受けることができる環境を整備するため、本市における**教育・保育提供区域は、「市全域の1区域」**とします。

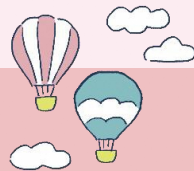
安心して仕事と子育ての両立ができるよう多様なニーズや就労形態等に対応するため、教育・保育における質、量の両面を充実させ、引き続き待機児童が生じない体制の整備を進めます。

●教育・保育の量の見込みと確保方策

◇教育・保育の量の見込み・確保方策

(単位：人)

			1号	2号		3号		
			満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
			教育	教育	保育	保育	保育	保育
令和7年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備目標	教育・保育施設	1,307		1,305	311	254	153
		小規模保育施設				96	82	48
	過不足（②－①）		237		218	▲6	▲6	96
令和8年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備目標	教育・保育施設	1,307		1,305	311	254	153
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		218	▲2	3	97
令和9年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備目標	教育・保育施設	1,307		1,305	311	254	153
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		218	▲2	3	97
令和10年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備目標	教育・保育施設	1,307		1,218	299	252	152
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		131	▲14	1	96
令和11年度	①量の見込み（利用希望）		1,070		1,087	413	342	105
	②整備目標	教育・保育施設	1,307		1,218	299	252	152
		小規模保育施設				100	91	49
	過不足（②－①）		237		131	▲14	1	96



●地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

◇教育・保育の量の見込み・確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業（延長保育）	量の見込み	1,098人	1,101人	1,101人	1,041人	1,041人
	確保方策	2,195人	2,202人	2,202人	2,082人	2,082人
放課後児童健全育成事業 「放課後児童クラブ」	量の見込み	1,915人	1,891人	1,868人	1,826人	1,851人
	確保方策	2,020人	2,100人	2,180人	2,180人	2,180人
子育て短期支援事業	量の見込み	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
	確保方策	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
地域子育て支援拠点事業	量の見込み	33,000人回	33,000人回	33,000人回	37,000人回	37,000人回
	確保方策	9か所	9か所	9か所	10か所	10か所
一時預かり事業 ①幼稚園・認定こども園	量の見込み	61,776人日	61,776人日	61,776人日	61,776人日	61,776人日
	確保方策	61,776人日	61,776人日	61,776人日	61,776人日	61,776人日
一時預かり事業 ②保育所等	量の見込み	2,990人日	3,025人日	3,016人日	3,058人日	3,028人日
	確保方策	11,425人日	11,425人日	11,425人日	11,425人日	11,425人日
病児保育事業	量の見込み	600人日	600人日	600人日	600人日	600人日
	確保方策	病児対応型	2,400人日	2,400人日	2,400人日	2,400人日
		体調不良児型	960人日	960人日	960人日	960人日
ファミリー・サポート・センター事業	量の見込み	1,700人日	1,700人日	1,700人日	1,700人日	1,700人日
	確保方策	1,700人日	1,700人日	1,700人日	1,700人日	1,700人日
利用者支援事業 ①窓口設置数	特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭型 センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域子育て 相談機関	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
利用者支援事業 ②妊婦等包括相談支援事業型	量の見込み	2,010人回	1,989人回	1,986人回	1,980人回	1,593人回
	確保方策	2,010人回	1,989人回	1,986人回	1,980人回	1,593人回
乳児家庭全戸訪問事業 （こんには赤ちゃん事業）	量の見込み	624人	622人	620人	618人	616人
	確保方策	実施体制：訪問員 3人、実施機関：子育て支援課				
養育支援訪問事業等 ①養育支援訪問事業	量の見込み	75人	75人	75人	75人	75人
	確保方策	実施体制：子ども家庭総合支援拠点相談員 4人 実施機関：子育て支援課				
養育支援訪問事業等 ②子育て世帯訪問支援事業	量の見込み	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
	確保方策	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
養育支援訪問事業等 ③児童育成支援拠点事業	確保方策	団体等と連携し、居場所のない児童等に対して、児童等が居場所と 感じられる安全・安心な場を提供するとともに国の動向を注視し、 本市の実情に応じた取組を行います。				
養育支援訪問事業等 ④親子関係形成支援事業	確保方策	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実 施し、保護者同士の情報交換の場を設けるとともに、国の動向を注 視しつつ、親子間における適切な関係性の構築を図ります。				
妊婦健康診査事業	量の見込み	606人	614人	616人	625人	618人
	確保方策	実施場所：委託医療機関、実施体制：2人				
産後ケア事業	量の見込み	262人	267人	272人	277人	282人
	確保方策	262人	267人	272人	277人	282人
乳児等通園支援事業－0歳児 （こども誰でも通園制度）	必要受入時間数	1,488時間	1,446時間	2,115時間	2,300時間	2,230時間
	必要定員数（内新規）	8.4（4.4）	8.4（0.0）	10.8（2.4）	10.8（0.0）	12.8（2.0）
乳児等通園支援事業－1歳児 （こども誰でも通園制度）	必要受入時間数	1,836時間	1,692時間	2,340時間	2,370時間	2,140時間
	必要定員数（内新規）	10.4（4.4）	10.4（0.0）	14.1（3.8）	14.1（0.0）	18.1（4.0）
乳児等通園支援事業－2歳児 （こども誰でも通園制度）	必要受入時間数	1,896時間	1,752時間	2,412時間	2,460時間	2,220時間
	必要定員数（内新規）	11.6（4.6）	11.6（0.0）	15.7（4.0）	16.0（0.3）	19.9（4.0）

鴻巣市こどもの権利条例ができました

鴻巣市は**こどもまんなか社会の実現**を目指し、こどもたちが誇りを持って成長し、次の世代へと地域の豊かな自然と文化を引き継いでいくことを心から願うとともに、**こどもの権利を保障することを目的**として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念を踏まえた、「**鴻巣市こどもの権利条例**」を制定しました。

基本理念

- 1 全てのこどもは、いかなる理由でも差別されず、権利が保障される。
- 2 こどもの最善の利益が最優先される。
- 3 全てのこどもの命が守られ、健やかに成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。
- 4 こどもは、自らの意見を表明する権利を有し、その意見は適切に尊重される。

こどもの権利

生きる権利
安心して

- (1) 生命が守られ、安全な環境の下で生活すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) いかなる理由によっても差別されず、不当な扱いを受けないこと。

豊かに育つ権利
心身ともに

- (1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- (2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること並びに適切な助言及び支援を受けること。
- (3) 芸術、文化及びスポーツに親しむこと。
- (4) 豊かな自然に親しむこと。

守られる権利
自分を守り、

- (1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- (2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- (3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- (4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- (5) 困ったときに相談でき、適切な支援を受けられること。

参加する権利
意見表明及び

- (1) 自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間を集い、又は仲間と活動すること。